

現 場 説 明 書

工 事 名 : 相 楽 会 館 解 体 工 事

工 事 場 所 : 木 津 川 市 木 津 上 戸 地 内

本工事は週休2日促進工事（発注者指定方式）です。

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
（現場説明会は実施しません。）

令和 7 年 7 月

相 楽 広 域 行 政 組 合

目 次

I 一般事項

1. 位置及び周囲の状況等	2
2. 施工に係る条件	2
3. 積算に係る条件	5
4. 参考数量書について	5
5. 工事費内訳書の作成及び提出について	6
6. その他一般事項	6

II 特記事項

● 1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて	8
● 2. 排出ガス対策型建設機械の使用について	8
● 3. 産業廃棄物運搬車両の表示等	9
● 4. 産業廃棄物税について	9
● 5. 枠組足場の設置工法等について	9
● 6. 石綿事前調査結果の報告について	9
● 7. フロン排出抑制法の遵守について	10
● 8. 環境等の保全	10
● 9. 環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	10
● 10. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	10
● 11. 届出等	11
● 12. 不正軽油の使用防止	11
● 13. 調査・試験等に対する協力	11
● 14. 過積載による違法運行の防止について	12
● 15. 建設副産物の取扱い	12
● 16. 週休2日促進工事について	14
● 1) 発注者指定方式	
○ 2) 受注者希望方式	
● 17. 完成図書等の納品について	14

注) ●印は本工事に適用する。

I 一般事項

1. 位置及び周囲の状況等

- ・ 位 置： 計画地は木津川市木津上戸に立地している。
また、京都府木津総合庁舎にも隣接、周辺には田畑及び住宅地が広がっている。
そして、周辺道路は生活道路であるとともに通学路となっている。工事に当たっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- ・ 現在の状況： 計画地には昭和50年に建設されたRC造一部S造3階建ての建物が立地している。
- ・ 工事の概要： 今回これら建物（設備）が老朽化してきたことから、解体工事を行う。

2. 施工に係る条件

1) 安全・災害防止対策等

- ① 工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は別紙「図面」内の付近見取図による経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。
- ② 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ③ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ④ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。
- ⑤ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- ⑥ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ⑦ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ⑧ 工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車の使用を排除すること。

2) 施工計画等

①工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

②仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督職員の指示する場所に掲示のこと。

3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

4) 休日及び作業時間

本工事は、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する、週休2日促進工事である。詳細は、項番16（14ページ）を参照とすること。

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間 平日一般 : 午前9時00分～午後5時00分

を原則とし、騒音を伴う場合等、施設管理者・近隣自治会等と調整が必要な時は事前に協議すること。

5) 建設現場一斉閉所

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。また、毎月第2・第4土曜日の現場閉所状況について、工事報告書により報告すること。

6) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

7) 交通誘導員の配置

総計 180名

(交通誘導警備員A 0名、交通誘導警備員B 180名)

・ 常 時	交通誘導警備員A	<u>0</u> 名／日
	交通誘導警備員B	<u>1</u> 名／日
・ 大型車の出入りが多い日	交通誘導警備員A	<u>0</u> 名増員／日

※必要に応じ現場周辺要所に配置

- ・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注) 交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。

8) 通行規制等

本工事敷地に接している北側は市道であるため、進入・退出に当たっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。

周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

9) 敷地内通路の通行確保

本工事地内の通路は工事期間中も確保する必要があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。

10) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

本工事は営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成29年12月）によるものとする。

11) 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

① 作業不能日数：8日間

② 上記①は、環境省が公表する近畿地方京都_京田辺地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。

③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方京都_京田辺地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 積算に係る条件

1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は6.0箇月とする。（契約工期にはよらない）

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

2) 一括発注の取扱い

本工事の共通費の積算においては、以下の工事を主たる工事の工事費に含めて、主たる工事の共通費計算方法で積算している。

- ・主たる工事となる工事：建築工事
- ・主たる工事の計算方法により共通費の積算をした工事：電気設備工事
：機械設備工事

3) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

① 共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）

本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

建築工事（とりこわし工事以外）	●新営建築工事	○改修建築工事
とりこわし工事	●新営建築工事	
電気設備工事	○新営電気設備工事	○改修電気設備工事
機械設備工事	○新営機械設備工事	○改修機械設備工事
昇降機設備工事	○昇降機設備工事	

② 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和6年版）

4) 週休2日促進工事における労務費の補正

本工事の積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に基づき、月単位の4週8休以上を前提とし労務費を補正している。

現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。総合評価競争入札の試行工事であって、週休2日促進工事の取組に係る加算点を申請しない上で落札した場合も、同様の取扱いとする。

4. 参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

5. 工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書作成及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

- 1) 工事費内訳書の様式は「任意」としているが、「参考数量書」の項目に一致させて「科目別内訳」の項目まで作成し、入札時に提出すること。
- 2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税込み）に一致させて作成すること。

6. その他一般事項

1) 下請け契約の遵守について

受注者は、元請負人と下請負人の関係の適正化及び工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての下請け契約ごとに下請契約書及び木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第10条第5号の規定による誓約書の写し（建設業の許可を有しない者が誓約したものに限る）を添付し、発注者に提出すること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを発注者に提出すること。

2) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

3) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに任意の様式により提出することができる。

4) 保険の付保及び事故の補償について

- ① 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- ② 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- ③ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

- (1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④ 労災補償に必要な法定外の保険契約（工事請負契約書 第50条関係）について、受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。

⑤ 火災保険等（工事請負契約書 第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。第3項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

5) 工事实績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上（税込）の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

Ⅱ 特記事項

1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工

施工後段階 1 検体

合計

1 検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壤環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

3) これにより難しい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機 種		備 考
・ バックホウ ・ ブルドーザ ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・ トラクタショベル（車輪式） ・ 発動発電機（可搬式） ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載した建設機械に限る

3. 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令*に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」施行令第6条第1項第1号

4. 産業廃棄物税について

- 1) 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）」は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。
- 2) 中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。
- 3) 本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

5. 枠組足場の設置工法等について

受注者は足場工の施工に当たり、足場は「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発1226第2号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

6. 石綿事前調査結果の報告について

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署及び京都府（京都市域の場合は京都市）に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

7. フロン排出抑制法の遵守について

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。

8. 環境等の保全

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

9. 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

10. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

11. 届出等

- 1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- 2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

12. 不正軽油の使用防止

- 1) 軽油については J I S 規格軽油を使用すること。
- 2) 燃料調査を実施するときは協力をしなければならない。

13. 調査・試験等に対する協力

- 1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - ・ 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・ 調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 4) 受注者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) 受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。

14. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

15. 建設副産物の取扱い

1) 建設リサイクル法に基づく届出等について

- ① 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の対象となる工事の場合、同法第13条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。
- ② 上記の対象となる工事の場合、同法第11条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。

2) 再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3) 受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

4) 再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「4) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

8) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

9) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

10) 運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

11) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会 社 名	住 所	備 考
コンクリート類 がれき類 アスファルト類	三重中央開発 (株)京都リサイ クルセンター	木津川市加茂町 大畑背谷38番地 1	
木くず	(株)グリーンテク ノ	京都市伏見区横 大路下三栖城ノ 前町50-2	

16. 週休 2 日促進工事について

● 発注者指定方式

○ 受注者希望方式

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。

17. 完成図書等の納品について

1) 完成図書等の納品

① 完成図書

- ・ 官公庁届出書類等 1 部※
- ・ 完成図背貼製本 A 2 版 2 部※
- ・ 完成図背貼製本 A 3 縮小版 3 部

② 工事写真（デジタルカメラで撮影とする。）

- ・ 工程写真 カラー L 判写真帳 1 部※

③ その他

- ・ 監督職員が指示するもの。

※官公庁届出書類等、完成図、工事写真は、上記に併せてデータを C D - R にて納品すること。

- ・ 官公庁届出書類等：P D F ファイル
- ・ C A D データ：P D F ファイル
- ・ デジタルカメラ：「工事写真撮影ガイドブック（令和 5 年版）」に記載の仕様と同等以上とする。